

議案第6号

久喜市税条例の一部を改正する条例

久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。
第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年6月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

私立学校法が一部改正されたことに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。